

奈良県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 宇太三茶屋線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
5	宇陀市大字陀下片	前	後	四・二	四三九・三	
3	岡四六六番一先から	A	A	四・二 ） 一・五	四三九・三	
1	宇陀市大字陀下片岡五四七番一先まで	A	B	四・二 ） 一・五	四四三・八	